

# 回勅と経済問題

～グローバル化・社会包摂～<sup>\*)</sup>

## Encyclicals on Economic Problems

成城大学名誉教授

村本 孜 MURAMOTO, Tsutomu

### 0. はじめに

カトリック教会では、時折、教皇名で回勅と呼ばれる文書を発出する。カトリック教会の社会教説と呼ばれているもので、教会が歴史の中で、公の文書をもって様々な社会問題について語っている考えのことである。特定の地域あるいは限られた社会問題、たとえば奴隷制度、スペインによる中南米の先住民の搾取などについては、16世紀からも教会の代表者である歴代の教皇が、その問題を力強く告発し、自らの考えを繰り返し発表してきた（社会教説ともいう）。

そして1891年の「レールム・ノヴァルム (Rerum Novarum)」以降現在まで、歴代の教皇は全世界、とりわけ善意ある全ての人々に向けて、それぞれの時代の社会問題について語ってきた。常に搾取されている人々、苦しい立場に追いやられ、あるいは排除されている人々を中心にして、現状を告発し、その原因を探り、具体的な解決策を提案してきた。回勅（ラテン語：Encyclicae, 英語：encyclical）は、カトリック教会の公文書の一つで、ローマ教皇から全世界のカトリック教会の司教へ宛てられる形で書かれる文書である。基本的には、道徳や教えの問題についての教皇の立場を示すものであるが、教義を決定するもので

はないともいわれる。

「レールム・ノヴァルム (Rerum Novarum)」は、社会問題に対する回勅（社会回勅）で、ローマ教皇レオ13世が1891年5月15日に出したものである。日本語訳すると「新しき事गरらについて」を意味し、「資本と労働の権利と義務」という表題がついている。レオ13世が、当時怒濤のように世界を襲っていた社会主義・共産主義に対して、自然法の原理とキリスト教的人格主義とを高く掲げて、人間の位格（ペルソナ）を防衛したものとされる。その社会的教義は、時代の流れとともに、ますます輝きを放ち、とくに、社会主義・共産主義が反省期をむかえ、東欧その他の国々に見られるように、社会主義政権、共産主義政権が崩壊しつつある現在、改めて、その真価が認識されつつある。

このように、「レールム・ノヴァルム」は、経済問題に関する最初の回勅で、カトリック教会に社会問題について取り組むことを指示した回勅である。それまでは、カトリック教会の大勢は、「教会は貧しい者には忍耐を、金持ちには慈善を」といった考えであったが、この回勅が画期的であるのは労働者の貧困や境遇の改善は、憐れみの対象ではなく、社会正義の問題であるとし、「人格の尊厳と基本的人権を認め、擁護し、愛する」ことを基本とした社会の変革や社会問題への主体的な

取り組みを指示したことであった。貧富の差や経済・福祉における国家の役割について説いた「カトリック社会教説」の最初のものであったので、史上初の「社会回勅」として評価されている。

図表 1 回勅一覧

年月日	公文書名		教皇
1891. 5.15	レールム・ノヴァルム	労働者の境遇 ※	レオ十三世
1931. 5.15	クアドラゼジモ・アンノ	社会秩序の再建 ※	ピオ十一世
1961. 5.15	マーテル・エト・マジストラ	キリスト教と社会的進歩 ※	ヨハネ二十三世
1963. 4.11	パーチェム・イン・テリス	地上の平和 ※	ヨハネ二十三世
1963.12.23	クリスマス・メッセージ		パウロ六世
1964. 8. 6	エクレジウム・スラム	教会の使命について ※	パウロ六世
1965.12. 7	現代世界憲章	(第二バチカン公会議) ※	パウロ六世
1966. 2. 9	一般謁見のときの話		パウロ六世
1967. 3.26	ポプローラム・プログレシオ	諸民族の進歩推進について ※	パウロ六世
1971. 5.14	オクトジェジマ・アドヴァニエンス	(教皇書簡)	パウロ六世
1971.12.12	世界の正義	(シノドス文書)	パウロ六世
1975.12. 8	福音宣教	(教皇訓戒)	パウロ六世
1979. 3. 4	レデンプトル・オミニス	人間の贖い主 ※	ヨハネ・パウロ二世
1981. 9.14	ラボレム・エクセルチェンス	働くことについて ※	ヨハネ・パウロ二世
1987.12.30	ソリチトゥード・レイ・ソチアーリス	真の開発とは ※	ヨハネ・パウロ二世
1988. 8.15	ムリエリス・ディグニタテム	女性の尊厳と使命(使徒的書簡)	ヨハネ・パウロ二世
1991. 5. 1	チェンテシムス・アンヌス	新しい課題 ※	ヨハネ・パウロ二世
1993. 8. 6	ヴェリタティス・スプレンドル	真理の輝き ※	ヨハネ・パウロ二世
1996. 3.25	エヴァンジェリウム・ヴィテ	いのちの福音 ※	ヨハネ・パウロ二世
2001. 2.27		いのちへのまなざし	日本カトリック司教団
2003. 4. 8		カトリック教会の教え	
2004. 6.29		教会の社会教説綱要	教皇庁正義と平和評議会
2009. 6.29	カリタス・イン・ヴェリタテ	真理に根ざした愛 ※	ベネディクト十六世

(注) 回勅 (Littera Encyclica)

教皇が全教会にあてて出す書簡。内容は、一般的に言えば、教義、信仰、道徳に関するもの。

憲章 (Constitutio)

教義やその他の諸問題に関して、公会議によって公布されるもの。

公会議 (Concilium)

信仰や道徳、礼拝や教義にかかわることについて、教皇を議長として、教皇とともにある司教会議。

世界代表司教会議 (シノドス)

教皇ヨハネ二十三世の提案によって 1962 年に始まったもので、世界各地から選ばれた司教たちが数年ごとに一度ローマに集まって開く会議。教皇に情報を提供し、教皇に助言する諮問機関としての任務を遂行するが、教皇によって権限を与えられた場合には、議決権を持つことができる。

(出所) カトリック中央協議会ホームページなどによる。

この背景には19世紀以降、資本主義の高度化に伴い、種々の社会改革運動が起こったことがある。原初的な社会主義の勃興や、協同組合・協同組織運動などが活性化した<sup>1)</sup>。とくに、19世紀後半には、産業構造の主体が軽工業から鉄鋼産業などの重工業へと移る中で、労働事情の変化によって不況が深化したことがあった。また、カトリック教会として従来の主な信者であった伝統的農村で生活する農民から新興都市部の労働者に支持を広げる狙いもあったとされる。レオ13世によると、労働問題が発生した原因は、3つあり、第1はフランス大革命に源を発する革新思想の発展であり、第2は科学と産業との発達による労使関係の変化であり、第3は道徳の退廃であるとし、レオ13世は、第3を重視するという。

「レールム・ノヴァルム」は、「少数の資本家が富の多くを占有する行き過ぎた資本主義によって、労働者をはじめとする一般庶民が搾取や貧困、悲惨な境遇に苦しむあまり無神論的唯物史観を基調とした社会主義（のちの共産主義）への移行を渴望しているが、それで人間的社会が実現するというのは幻想である」として、資本主義と社会主義（共産主義）の双方に批判的な視線を向けた<sup>2)</sup>。行き過ぎた資本主義によって労働者や一般庶民は無神論的唯物史観の社会主義（共産主義）への移行を望んでいるが、それは幻想に過ぎないとした<sup>3)</sup>。

このような回勅は、20世紀以降、10～30年置きに発出されてきたが、21世紀に入り、その頻度が増した印象もある<sup>4)</sup>。1931年のピオ11世回勅『クアドラジェジモ・アンノ』Quadragesimo Anno (May 15, 1931)は、EC (EU)の基本原則となっている「補完性原則」を示したものとして知られている。ヨハネ・パウロ2世の回勅『新しい課題 — 教会と社会の百年をふりかえって—』Centesimus Annus (May 1, 1991)は、Reurum Novarum 100周年のものである<sup>5)</sup>。

2000年代後半以降は、とくにその頻度が高まっているが、ベネディクト16世回勅『真理に根ざした愛』Caritas in veritate (June 29, 2009)、教皇フランシスコ回勅『信仰の光』Lumen-fidei

(June 29, 2013)、教皇フランシスコ（使徒的勅告）『福音の喜び』Evangelii gaudium (November 24, 2013)、教皇フランシスコ回勅『ラウダート・シ』Laudato si' (May 24, 2015)が発出されている。その基本的なスタンスは、一般庶民（労働者）の貧困問題などへの対応にあるが、そのコンテクストで、最近の回勅ではグローバリゼーションや社会包摂 (social inclusion) などにも取り上げられており、経済学への警鐘とも見られる面もある。

近年に発出された回勅・勅告に見られる経済問題に絞ってサーベイする。

## 1. グローバリゼーションと2009年回勅

2016年のイギリスのEU離脱 (Brexit) 決定やアメリカのトランプ政権発足、EU各国での超保守主義の台頭など、自国本位の政策や自由貿易に反対する主張が広まっている。反グローバリゼーションである。このような主張は、自国本位主義ないし保護主義、近隣窮乏化政策などに繋がるもので、両大戦間に生じた経済的混乱に関する懸念に繋がる。戦後の世界経済は、両大戦間の混乱の反省もあり、IMF・GATT体制という自由貿易と安定した国際通貨体制を基軸としてきた。その究極の姿が、グローバリゼーションであるが、世界規模で活動する大企業・多国籍企業には有利なものであっても、一般庶民には縁遠いとも認識されてきた<sup>6)</sup>。

### [1.1] グローバリズムと批判—学界における議論—

グローバリズムは、国際資本移動の活発化、情報技術革新の進展などによって展開され、市場メカニズムを貫徹する方向で経済活動を誘導している。グローバリズムは金融のグローバル化に代表されるように、各種の取引を標準化・共通化し、各国の金融資本市場が一元的に機能する状況を創り出す。このことは、金利・為替レート・株価など金融取引の価格の相互連動性を高めるといった

価格面のほかに、デリバティブズのような先端的金融取引に典型的な取引の標準化を各種取引に進めてきた。さらに、このような取引の自由化は、金融機関の業務内容に対する規制・法制・会計制度などに国際的な標準（グローバル・スタンダード）を実現するように働く。金融分野では取引がデジタル化され、コンピュータと通信回線によって、巨額の資金を世界の隅々にまで瞬時に移転可能とするが、その金融グローバル化を支えるのは規制の少ない市場の存在、ないし市場に規制があればそれを回避し、超越していく自由な取引の実現がその中心に位置している。

このようにグローバル化・グローバリゼーションは、単純化すれば市場メカニズムに全幅の信頼を置くものであり、市場原理主義がその行動原理であるとされている。すなわち、ノーベル賞受賞学者のスティグリッツ（Stiglitz, J.）が指摘するように、経済学の標準的なモデルは、市場が完全に機能し、効率的な資源配分をもたらすということが大前提であり、市場メカニズムを重視する市場主義に立脚するが、この標準的モデルのアイデアがグローバリズムを支えている。すなわち、グローバル化は、世界で最も先端的ないし先進的な取引および制度慣行が支配的になる現状でもあり、その担い手は圧倒的な経済力および情報の発信などを実現している国であるアメリカになる。したがって、グローバル化はアメリカ化と同義ともいえるのである<sup>7)</sup>。

しかし、このようなグローバリゼーション、グローバリズムについて、肯定・否定を含め、多くの議論が展開されるようになってきた。ここ数年だけでも、ソロス『グローバル資本主義の危機』、ギデンズ『暴走する世界』、ギルピン『グローバル資本主義の挑戦』、ハンチントン『文明の衝突』、スティグリッツ『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』などが挙げられるし、パットナムのソーシャル・キャピタルに関する一連の主張もその流れであろう。さらに、EUに代表される地域主義の動向も広い意味でグローバリズムへの反潮流の面を持っているし、社会排除の問題（金融排除など。OECD [1998]）はまさにグローバリズムの

影の側面を映すものと考えられる。

そこで、ロールズ『正義論』への回帰などが必要となる論も多く見られるようになったし、同時多発テロに象徴的な価値観の対立・衝突もグローバリズムへの批判と捉らえることができる。グローバリゼーションが本格化する前に、予言のような形で1986年に刊行されたストレンジ（Strange, S.）『カジノ資本主義』は、その後の推移を見る限り、その主張が妥当であったことを示したものである<sup>8)</sup>。

そもそも、グローバリゼーションが存在するか、否かについて議論がないわけではない。たとえば、イギリスの社会学者ギデンズは『暴走する世界』の中で、グローバリゼーションには懐疑論者とラディカルズが存在し、前者すなわち反グローバリゼーション派によればグローバル化した経済は、それ以前の経済と似ても似つかないものではなく、長年に亘り築き上げられてきた世界の有り様は、今後ともそのままでありつづけるしかないという主張で、その論拠は、多くの国のGDPに占める貿易のシェアの低さによるものとされ、およそ世界的というにはほど遠いというものである<sup>9)</sup>。懐疑論者は、グローバリゼーション的世界観が福祉国家の解体と財政支出の削減を企図する市場主義者のイデオロギーであると主張し、政治的には旧左翼に与する<sup>10)</sup>。

これに対しラディカルズは、1960・70年代に比べて現状のグローバルな市場経済は飛躍的に拡大・深化し、国境はないに等しくなったことに注目して、1997年の東アジア通貨危機による壊滅的な混乱がグローバリゼーションの現実の顕在化であると主張するような論者である（pp.24～25）<sup>11)</sup>、とギデンズは整理している。しかし、ギデンズが、ラディカルズを支持するとしているように、情報技術革新の展開とその必然的結果である金融グローバリゼーションの状況を見ると、その存在について議論の余地はなかりう。問題は、グローバリゼーションのメリット・ディメリットの評価、とくにその影の部分にいかに対応するかであろう。

## [1.2] グローバリズム小括

金融のグローバリゼーションが本格化して20年が経過した。アルベール(Albert [1991])は「金融のグローバリゼーションは、超自由主義の資本主義を普及させる、重要で強力な要因となる」<sup>12)</sup>と指摘したが、その予見はその後の展開と平仄を合わせるものであった。とくに、各国で金融分野での規制緩和が進み、市場メカニズムを重視した金融システムが構築されてきた。しかし、スティグリッツのいうようにグローバリゼーションがアメリカの政策を途上国等へ移転することになっている点や、ギルピンやパットナムのグローバリズムだけでは経済の社会の良好なパフォーマンスが得られず、種々の格差をもたらす点が指摘されている。さらに、ギデンズの懸念した格差がイギリスなどでは金融排除問題として顕在化した<sup>13)</sup>。このように、グローバリズムによる市場重視は、その影の部分を除くことができず、影の部分にも配慮する資本主義観を確立していくことが必要である。

このような1990年代末以降のグローバリゼーションに関する議論は、その功罪を含め、多様であるが、そのマイナス面も指摘されている。2009年回勅もグローバリゼーションの危険性などについて警告を発している。

## 2. ベネディクト 16 世回勅

### 『真理に根ざした愛』

#### Caritas in veritate (29 June 2009)

### [2.1] 2009年回勅：序論<sup>14)</sup>

2009年6月のベネディクト16世回勅『真理に根ざした愛』(Caritas in veritate)は、「尊敬すべき先任者教皇パウロ6世は、1967年に発布した回勅『ポプロールム・プログレシオ』において、真理の輝きとキリストの愛の柔和な光によって、諸民族の発展という重大なテーマに光を当てました。」

と書き始める。そして、パウロ6世回勅が、「すべての人の全人的発展」、すなわち「人間にとってふさわしくない状況からよりふさわしい状況

へ」の発展」を可能にすることを示した。そして、「ますます、そしてあまねくグローバル化が進行する世界にある教会にとって、真理に根ざした愛(caritas in veritate)は取り組むべき重大な課題であるとし、その実現に当たり、「現代においては、人間および民族の実際の相互依存に、真に人間的な発展を生み出す良心および知性のレベルの倫理的交流が伴わないという危険がある」ので、「理性と信仰に照らされた愛に根ざしてのみ、より人道的で、人間らしさの回復により役立つ発展目標の追求が可能にな」とし、「単なる技術の進歩や有用性に基づいた関係のみで、真正な発展を生み出す財や資源の分かち合いを保障することはできず、「良心の間、そして自由の間の相互補完性への道を切り開く、善をもって悪に打ち勝つ愛の力も必要」とする。

さらに、「教会は、提供できる技術的な解決策を持」たないし、「国家の行う政治的なことがらへはいっさい干渉」しないが、「いかなる時や状況にあっても、人間とその尊厳およびその使命に合致する社会のために、なし遂げなければならない真理の任務を帯びてい」とする。「真理がなければ、経験主義的かつ懐疑的な人生観に容易に陥ってしまう」ことから、「人間存在への忠誠は、真理への忠誠を必要とします。それだけが、自由をそして人間の全人的発展の可能性を保障するのです。この理由で、教会は真理を探求し、飽くことなくこれを宣言し、これが明白にされたいかなる所においてもそれを認知します。この真理の使命は、教会が決して放棄できないもの」という基本的スタンスを明確にする。この書き出しはかなり抽象的であるが、個別の問題へのスタンスは明確である。

### [2.2] グローバリゼーション：第3章

2009年回勅は、「グローバリゼーションは、運命論的なものとしてとらえられることがあり、「その力学が人間の意志とは独立した、人間不在の不特定の原動力や構造の産物であるかのよう」に捉えられ、「グローバリゼーションは確かに社会経済の過程として理解されるべきですが、こ

れがその唯一の様相ではない」とする。「目に見える過程の下では、人類自身がますます相互に関係し合うようになり、「人類自身は、単独あるいは集団としてそれぞれの責任を引き受ける中で、グローバル化の過程から利点と発展を得るはずである個人と諸民族から構成される」もので、「国境の消滅は単なる物理的な事実で」に留まらず、「原因においても結果においても、文化的な出来事であり、「多様な文化的傾向の産物で」、「過程としてのグローバリゼーションの真理とその基本的倫理的基準は、人類家族の一性と善なるものへの発展によって得られ」、「したがって、超越へと開かれた世界規模の統合を目指した、人間を基盤とし、共同体を志向する文化的プロセスを促進するために、持続的な関与が必要」とする。

「グローバリゼーションは、その性質上、良いものでも、悪いものでもなく、「人々が作り上げるとおりのものになり」、「人間は、その被害者ではなく、愛と真理に導かれ、理性の光の中で行動するその主体者であるべきです。盲目的な反対は、誤解であり、偏見にみちた態度であり、この過程の肯定すべき局面を認識できず、結果として、発展の多くの機会を活用する可能性を逃す危険にさらされることになる」とする。「グローバリゼーションの過程は、適切に理解され、導かれると、世界規模で富を幅広く再分配する前例のない好機とな」るが、「この過程は、誤って導かれると、貧困と不平等を増大させ、グローバルな危機の要因にまでなりうるでしょう。民族間および民族内の新しい亀裂を生じさせる機能不全——いくつかは深刻な——を修正し、同様に、富の再分配が、貧困の再分配または増加という形で果たされないよう保障することが必要で」(下線は筆者。以下、同じ)あるとする。

その上で、貧しい国々にとって、

「もし現在の状況が下手に管理されるなら、これは真の危険となります。長い間、貧しい民族が発展の固定された段階に残され、発展した民族の慈善による援助を受けることで満足すべきだと考えられてき」たが、「今日、このような民族を貧困から救うために存在する物質的資源は、以前よ

りも潜在的には多いのですが、それらは、おもに、先進国の人々の手中に収められている。そこで、「繁栄の諸形態が世界規模で拡大することは、自己中心的、保護主義的、あるいは私利私欲に向けられたような計画によって妨げられるべきではなく、「新興国や発展途上国の関与によって、今日の危機をよりうまく管理することが可能」なことを論じた。

グローバル化には、「多大な困難と危険」があるが、「それらは、人間を向上させる連帯という目標へとグローバリゼーションを導く、グローバリゼーションの根底にある人間的かつ倫理的な精神をつかむことができはじめて克服できるの」だが、「この精神は、しばしば個人主義的かつ功利主義的な性格の倫理のおよび文化的願望に圧倒され、あるいは抑えられてい」るとした。

このように、グローバリゼーションという多面的かつ複合的な現象を闇雲に肯定するのではなく、人類のグローバル化を関係性——すなわち、交わりと財の分かち合い——として捉えて、その実現に導くことが重要とした。

このように、2009年回勅は、グローバリゼーションを善悪と判断せず、そのプロセスで生じる世界規模での富の再分配を可能するものとして認識し、貧困と不平等を増大させるというグローバルな危機の要因を取り除くべきと主張したのである。

## [2.3] グローバル化の課題（労働条件の悪化と文化的変化）：第2章（現代における人間の発展）

### 2-3-1) 労働条件の悪化

2009年回勅は、グローバリゼーションの課題も挙げている。労働条件の悪化である。「グローバル化した市場は真っ先に富裕国を、低コストで生産できる地域を探し出すよう刺激しました。それは、商品の価格を下げることによって購買力を上げ、国内市場の消費財を手に入りやすくするという意味において発展を加速」した。その結果「市場は、有利な財政制度や労働市場の規制緩和といった多様な手段によって、生産拠点を設立する

海外企業の誘致を望む国家間に、新しい形態の競争を生じさせ、このプロセスで「世界市場における競争上の優位を求める代価として、社会保障制度の縮小を招き」、「労働者の権利にとっても、基本的人権にとっても、さらに社会国家の伝統的な形態に関連づけられる連帯にとっても、深刻な危険が生じています。社会保障制度は、貧困国だけでなく、新興国やもっとも早く発展した国でも、その役目を果たすことができなくなる可能性があります。この状況においては、国家予算政策において、しばしば国際金融機関からの圧力によって、社会保障支出が削減され」るという社会保障制度の弱体化が生じてしまうのである。

「社会および経済における変化の相互作用によって、労働組合は、労働者の利益を代表するという任務を遂行するのがいっそう困難になっています。その理由の一つとして、政府が経済的な便宜を理由に、しばしば労働組合の自由や交渉能力を制限することが挙げられます。こうして、伝統的な連帯のネットワークは、克服しなければなりませんますます多くの障害に直面しています。したがって、『ルールム・ノヴァルム』から始まる教会の社会教説の中で繰り返されてきた、労働者の権利を守ることでできる労働者の結社を促進するという要求は、現代においていっそう尊重されなければなりません。これは、国内だけでなく国際レベルでも協力の新しい形態が早急に必要とされている状況に対する、迅速で先見の明のある応答となります。」

として労働組合の弱体化などにより労働条件の悪化が生じると警告した。さらに、

「規制緩和が進んでいく中で、労働力の移動性が重要な現象となっていますが、それは富の産出や文化交流を促進するという理由で、肯定すべき一面をもっています。それにもかかわらず、移動性と規制緩和を原因とする労働条件の不確実性は、それが蔓延するとき、結婚を含む一貫した生涯計画の設計を困難にし、心理的不安の新しい形態を作り出す傾向があります。その結果、社会的資源がむだにされることはいうまでもなく、人間の衰退という状況にも至ります。過去の産業社会

の犠牲者と比べて、今日の失業は、経済的周縁化の新しい形態を引き起こしています。しかも今日の危機が、この状況をさらに悪化させるのは必至です。失業や、公的または民間支援への依存状態が長引けば、労働者の自由と創造性、およびその家庭および社会関係が弱体化され、そのために多大な心理的および精神的苦痛を引き起こされます。すべての人、とくに、世界の経済的および社会的財産の増加に関与する政府に思い起こしてほしいことは、擁護し、尊重しなければならない第一の資本は、人間、すなわちその存在全体としての人間だということです。」

としたのである。グローバリゼーションの下でも人間第一を主張している。

### 2-3-2) 文化の面

21世紀に入って、「文化間の相互作用の可能性が大幅に増しており、そのため、文化間対話の新しいきっかけが生まれている」が、

「文化交流がますます商業化している今日では、二重の危険が生じることを忘れてはなりません。一つには、しばしば無批判に受容される文化折衷主義 cultural eclecticism があります。すなわち、諸文化は安易に並び列せられ、おおむね同様に交換可能であるとみなされます。このような態度は、真の文化間対話には役立たない相対主義を容易に生み出します。社会の次元においては、文化相対主義 cultural relativism の効果は、さまざまな文化集団が併存しながらも相互に分離したままで、真の対話の場をもたず、したがって真の一性も成立しないということになります。次いで、これとは正反対の危険も存在します。すなわち、文化平準化 cultural levelling や、行動様式や生活様式の見境のない受容です。こうして、異なる国民や民族の伝統の深遠な意義が見失われます。個人が人生の根本的な問いかけに対して自分自身を確立していくのは、こうした文化と伝統においてなのです。文化折衷主義と文化平準化に共通することは、人間本性から文化を分離することです。このようにして、文化は、もはや文化自体を超越する本性に基づいて自らを確立することができなくなり」、結局、「人間は、単なる文化統計に過ぎ

なくなってしまう。こうした事態が起こると、人類は、隷属化や操作という新しい危険に直面します。

と指摘している。

### 2-3-3) 他の経済問題：第5章

2009年回勅は、この他に多様な経済問題に触れている。それらは、孤独 isolation, “humanum”, 補完性原則（連帯原則とリンク）、発展への協同、貧しい国々への援助、教育の普及促進、国際間ツーリズム、移民、金融、貧困と失業、労働組合、国際機関などである。

#### (1) 移民について

移民は、「関係する人々が膨大な人数になっているため、また引き起こされる社会、経済、政治、文化、ならびに宗教上の問題のため、そして国家および国際共同体に突きつける劇的な課題のため、顕著な現象になってい」る。移民という「現象を効果的に扱おうとするなら、思い切った前向きな国際協力の政策が必要になります。このような政策は、移民の本国と目的国との緊密な協調から出発すべきです。そして、個々の移民とその家族の必要と権利、同時に、受入国の人々の必要と権利を守るために、種々の法制度を調整できる適切な国際規範を伴ったものでなければなりません。今日の移民問題に一国で対処することを期待できる国は」ない。

移民「に伴う苦痛の負担、混乱」などの「現象を管理することは困難」だが、「新しい国に溶け込むことが難しいにもかかわらず、外国人労働者が、家族への仕送りによる本国への貢献に加えて、労働を通じて、受入国の経済発展に重要な貢献をしているということは明らか」な一方、「これらの労働者を商品や単なる労働力としてみることはできません。したがって、移民労働者は、他の生産要素のように扱われては」ならず、「すべての移民は、人間として、すべての状況ですべての人によって尊重されなければならない基本的で不可侵な権利を有してい」るのである。

#### (2) 貧困と失業について

発展に関連する諸問題のうち、貧困と失業の問題がある。「多くの場合、貧困は人間の労働の尊

厳に対する侵害から生じます。それは労働の機会が（失業または不完全雇用によって）制限されるためか、あるいは「労働および労働から生じる権利、なかでも、正当な賃金と、労働者とその家族のための人間としての保障とを受ける権利が低く評価される」ためなのである。2000年5月1日のミレニアムの祝祭にて、「ヨハネ・パウロ2世は、ILO国際労働機関の戦略を支持して、『働きがいのある decent 人間らしい仕事』のためのグローバルな連合」を呼びかけ、「この目的を世界のあらゆる国の諸家族の願いとしてとらえ、その動きに強い道義的刺激を与え」た。

労働について「働きがいのある人間らしい」という語は、「それぞれの社会状況におけるすべての人の基本的尊厳を表現する労働を意味」する。すなわち、「自由に選択された、労働者を男女ともその所属する共同体の発展に効果的に関係させる労働、労働者が尊敬され、いかなる形態の差別からも解放されることを可能にする労働、家族がその必要を満たし、子どもに強制労働をさせずに教育を受けさせることを可能にする労働、労働者が自由に自らを組織して声を上げることを可能にする労働、個人、家族、および精神レベルで自らの本性を再発見するための十分な余裕を残す労働、まっとうな生活水準を退職者に保障する労働」ということである。

#### (3) 労働組合について

労働組合はつねに教会によって奨励され、支持されているが、「労働組合が、労働の世界で現れつつある新しい状況に対して開かれた姿勢をもつことがどれほど重要かを思い起こすことが適切です。労働組合は、本来は労働という限定された領域に対応するために設立されましたが、現在はより広範な関心事に目を向け、社会において生じている新しい問題のいくつかに着手することが求められます。たとえば、労働者と消費者の利権衝突として社会学者が指摘する複合的な諸問題が挙げられ」る。「これは労働組合の創造的探求に新たな領域を提示する」。

労働を取り巻く状況がグローバルなものになっているため、登録されたメンバーの利権を守るこ



とに終始する傾向がある一国レベルの労働組合には、外部の人々、とくに、社会権がしばしば侵害されている発展途上国の労働者に注意を向けることが要求され、「これらの労働者の擁護を通して、労働組合は、現在とは異なる社会と労働の状況の中で発展への決定的な役割を果たした、真に倫理的かつ文化的な動機づけを、あらためて示すことができる」。

教会の伝統的な教えは、「労働組合と政治のそれぞれの役割と機能を正当に区別し」、「この区別によって、組合は、労働を保護し促進するのに必要な活動を行う適切な場として、市民社会を同定することができるようになる」が、「これは、とくに、搾取され、また代弁者をもたない労働者のため」である。

#### (4) 金融について

金融は、その運用等の乱用により実体経済に多大な損害をもたらしたが、それを是正するために必要とされる新たな構造と手法の再構築を行なうことが求められる。金融は、発展と富の創出の改善に向けられる手段へとなる必要がある。経済と金融は道具なので、そのいくつかの部門だけではなく、経済と金融の全体が、人間の発展および民族の発展に適した条件を形成するよう、倫理的に利用されなければならない。人道主義的な次元が優先される金融的取り組みを行なうことは、有益かつ不可欠である。しかし、このことで、金融制度全体が真の発展の持続を目的としなければならない。

とりわけ、善を行なう意図と、商品を生産する実質的な能力とは両立しないわけではない。金融業者は、その活動の真に倫理的な基盤を再発見する必要がある、そうしなければ、高度な手段の悪用によって資産保有者の利益に背く可能性もある。正しい意図、透明性、優れた成果の追求は、相互に両立するものであり、互いが分離されてはならない。もし、愛が賢明であるなら、それは、将来に備える利便性に合致した活動方策を見出すことも可能である。クレジット・ユニオンに見られる多くの経験は、このことが可能であることを浮き彫りにしている。

弱者を保護し、スキャンダラスな投機を抑制するための金融の規制と、開発プロジェクトを支援するための金融の新しい形態の実験はいずれも、投資家の責任を強調する形で、さらに探求され、奨励されるべき肯定的な成果を上げている。さらに、市民的人道主義者の思想と活動（たとえば、質屋業の誕生）に由来するマイクロ・ファイナンスの取り組みも強化され、微修正されるべきである。このことは、より脆弱な状況に置かれた多くの人々の経済的困難が深刻になりやすい今日にあっては、なおのこと必要で、これらの人々は、高利と絶望の危険から守られるべきである。貧しい民族がマイクロ・クレジットから実利を得ることができるよう助けられなければならないのと同様に、社会における最弱者は高利から自らを守ることができるよう助けられなければならない。それは、この二つの領域で起こりうる搾取を阻止するためであり、富裕国においてもまた新しい形態の貧困が発生しており、マイクロ・ファイナンスは、全般的な不景気の時期でさえ、社会の弱者のために、新しい事業を開始したり、新しい経済活動の部門を開設したりすることで、実際的な援助を行なうことが可能な手法である。

#### (5) 消費者の責任について consumers and their associations

グローバルな相関性により、政治における新しい勢力が登場している。消費者とその団体である。ただ、奨励すべき肯定要素と回避すべき過剰な要素を含んでおり、さらなる究明が必要とされる現象である。人々の購買行動は常に道徳的な行為であって単なる経済的行為ではない。したがって、消費者は特定の社会的責任を持ち、それは、企業の社会的責任と密接に関係し合う。消費者は、日々の役割について絶えず教育されるべきで、購買行為に固有の経済的合理性を減ずることなく、道徳的原則を尊重しつつ実現できる。小売業界では、購買力が衰え、人々が儉約的な生活をしなければならぬ現在のようない時代ではとくに、異なる方法を模索する必要がある。たとえば、一部ではカトリック教徒のイニシアティブによって、19世紀から機能している消費者協同組合のような協同

購入の形式は一つの例である。さらに、生産者に適正な利益を保障する形で、世界の貧困地域からの生産物を販売する新しい方法を促進することも役立つ。しかし、一定の条件、すなわち、市場が真に透明であること、利益の増大だけでなく、生産者が専門技能と科学技術に関する改善された養成を受けること、そしてこの種の貿易が党派的なイデオロギーの虜にならないこと重要である。消費者がより鋭利な役割を果たすことは、自らを真に代表しない集団によって操作されないかぎり、民主主義にかなった経済を構築するために望ましい。

#### (6) 世界規模の政治的権威の必要性について

グローバルな相互依存体制の深化は、世界的な不況の中にあっても、国際連合の改革、経済の諸制度と国際金融の改革の必要性がある。保護責任の原則の遂行と、共同の意思決定への貧困国の効果的な参画に向けた、革新的な方法の確立も急務である。すべての民族の発展に向けた国際協力を強化し、それを方向づける政治、法、および経済の秩序に到達するために、必要である。すなわち、グローバル経済の管理、危機に見舞われた経済の再生、現在の危機のさらなる悪化とそこから生じる一層の不均衡の回避、全体的かつ時宜にかなった軍縮、食糧安全保障と平和の確立、環境保護の保障、そして移民の法的管理、これらすべてには、真の世界規模の政治的権威が緊急に必要である。このような権威は、法によって規制され、補完性と連帯の原則を一貫して遵守し、共通善の確立を求め、真理に根ざした愛の価値によって鼓舞された真正で全人的な発展を確保することを確保する必要がある。さらに、このような権威は、世界的に承認され、すべての人の安全、正義への留意、および諸権利の尊重を保障する効果的な権力を付与される必要がある。

明らかに、その権威は、それ自身による決定およびさまざまな国際フォーラムで採択される調整措置に対する、全当事者による遵守を保障できる権限をもつ必要もある。これなしに、さまざまな領域で偉大な進歩が達成されても、国際法は、最強国間の勢力均衡によって制約される危険にあ

る。諸民族の全人的発展と国際協力は、グローバル化の管理のために、補完性を特徴としたより強力な国際秩序の確立を必要としている。それらはまた、道徳的秩序によく適合する社会秩序、すなわち道徳的領域と社会的領域の相互関係、さらに、国連憲章に描かれた、政治と経済、政治と社会の領域の相互関係に適合する社会秩序の構築も必要とする。

### 3. 教皇フランシスコ（使徒的勸告） 『福音の喜び』*Evangelii gaudium* (24 November 2013)<sup>15)</sup>

#### [3.1] 2013年勸告の背景—排除の問題—

ヨーロッパで社会的排除・包摂 (social exclusion/social inclusion) という概念が使われ始めて、30年余になる。最初は、フランスにおいて、1980年後半から議論が始まった。1988年には参入最低所得 (RMI) として制度化が始まる。EUレベルでは、1998年から公式文書に使われるようになったというが、1992年の文書「連帯の欧州をめざして：社会的排除に対する闘いを強め、統合を促す」(European Commission, 1992, *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*) が、社会的排除の定義等を行なった。2000年リスボン戦略で排除の克服に向けた4つの共通目標が提示され、貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」を設定することを加盟国に義務付け、2010年に社会的包摂政策の強化が行なわれた。

イギリスでは、1997年ブレア政権により社会的排除対策室が設置され、国際機関でも国際労働機関 (ILO) は1994年から国連開発計画 (UNDP) の資金援助の下で、多くの発展途上国における社会的排除の実態調査を実施し、世界銀行も、ウォルフェンソン総裁の就任に伴って1997年から社会的包摂政策の展開を開始した。OECDは、1998年4月27～28日の第37回閣僚理事会において、社会的排除問題への取り組みを決定した<sup>16)</sup>。

1992年EU委員会文書の定義は、

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ現れるのである。」である。

フランスで生まれた「社会的排除」は、戦後復興から取り残された人々の存在を問題化する概念だった。脱工業化とグローバリゼーションが顕著となった1980年代、若者の長期失業や不安定雇用など、新たな社会問題が生じ、それらを総称するキー概念として「社会的排除」は欧州全体に広がった。EUでは「社会的排除」の撲滅と、社会参加の可能性を保障する「社会的包摂」施策の推進を加盟国共通の目標に掲げている。「社会的排除」の調査も進み、若者、傷病者、障害者、母子世帯、退職者等が、明らかに高い確率で被排除者グループになると報告されている。

すなわち、社会的排除とは、物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢を剥奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。

社会的排除の概念が、貧困の概念と異なるのは、貧困は「状態」を表すものであるのに対し、社会的排除は、排除されていくメカニズムまたはプロセスに着目する点にある。すなわち、社会的排除は、社会のどのような仕組みや制度が個人を排除しているのかに焦点を当てる。

このような背景で、社会的排除問題は、グロー

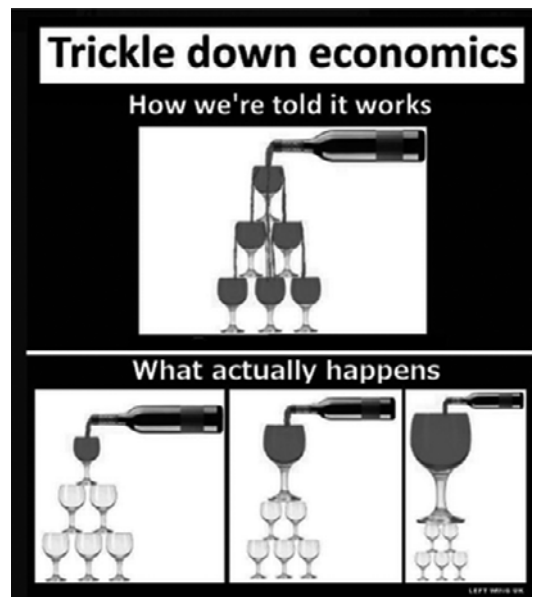
バリゼーションの影の側面として、認識され、現代における貧困問題・新たな社会問題とでもいべき課題になっている。

### 〔3.2〕 2013年勸告の問題意識—トリクルダウン理論への懐疑—

2013年勸告は、Exclusionがテーマである。「汝、殺すなかれ」と同じ意味で、exclusion（排除・排他性）と inequality（不平等・格差）の拒否こそ現代の経済問題とした。現代社会は、競争と適者生存の原理の下にあり、強者が弱者を餌食にする状況にある。人間自身も消費財と同様の扱いとなる。単なる搾取・抑圧現象ではない新たな事象が起きており、排除が社会の根幹部分に達し、人々が社会の外に追いやられ、除け者扱いしないし余分な者とされてしまうという搾取以上の状況に置かれてしまう。

ところが、このような状況でも、trickle-down theories が主張される<sup>17)</sup>。トリクルダウン理論は自由市場を前提とする経済成長により、平等の実現と社会的包摂 social inclusion をもたらすと仮定する。この説は、実証レベルでは確認されてい

図表2 トリクルダウン理論概念図



<https://buzzap.jp/news/20141110-tricle-down-economics/>

ないが、経済的権力を掌握する層や主流の経済システムの神話化する上では、信頼を得ている。他者を排除する生活様式の維持や自己中心的な理想を追い求める以上、無関心・無頓着のグローバル化が進んでしまう。無意識のうちに、他者の叫びに共感できなくなり、他者の悲劇に反応しなくなり、関心も持たなくなっている。

このような状況を生み出した要因の1つは、貨幣（金融）の問題すなわち貨幣が社会を支配することを受容したことにある。現在の金融危機は、その根源に深刻な人間性の危機—人間性優位の否定—がある。一部の人 minority の利益は指数関数的に増大する一方、大多数 majority は少数派の得る裕福さとは縁遠くなっている。このようなインバランスは市場の絶対的な自律性と金融投機を支持するイデオロギーが支持されているからである。国家債務とその利払いの増大は、国の経済の潜在性を損ない、実質的な購買力を国民から剥奪する。さらに、世界規模の汚職の蔓延や自己本位の脱税も横行している。奉仕するのではなく、支配を続ける金融システムは改革しなければならない。私心のない連帯の実現と、人間のためになる経済学・金融に倫理的アプローチが求められる。

社会や人々の中で排除と格差が除去されない限り、暴力は根絶されない。暴力は貧困層によるものとされるが、機会の不平等こそ、攻撃や戦争の温床となり、いずれ暴発する。これらは、もともと社会・経済システムが不正なことに起因する。悪への同意（不正）は有害な力を拡大し、どんなに堅固な政治経済システムであっても、根底から揺らいでしまう。不正な社会構造において結晶した悪により良い未来はない、のであると2013年勧告は指摘している。

### [3.3] Social inclusion 社会的包摂

[3.1] で指摘した社会的排除は、放置できない問題で、いかに解決するかが課題である。それを社会的包摂という。社会的包摂は、社会から孤立した人々がもう一度社会参加できるよう、制度や環境を整える取組が各国で展開されてきた。その状況は、OECD [1998, 1999] などに詳しい。社

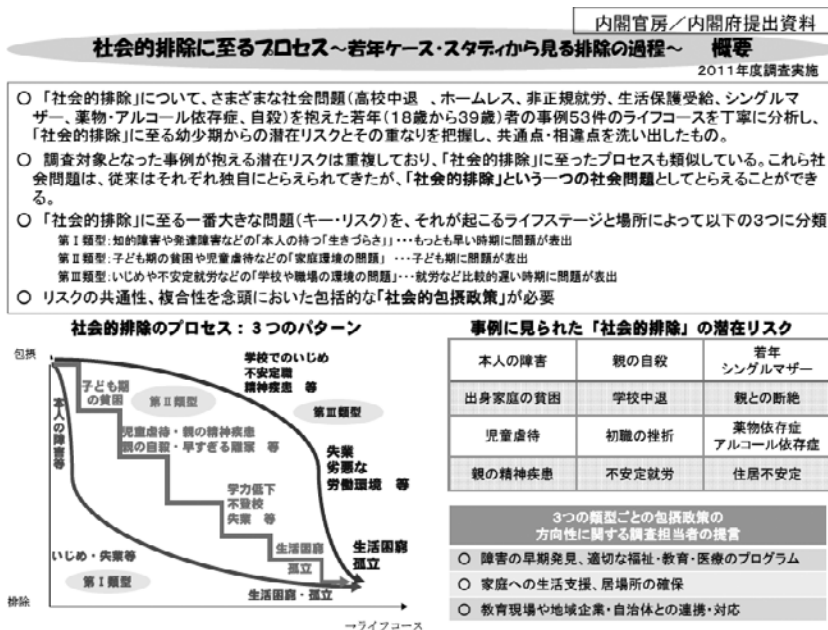
会的排除の一つである金融排除（預金口座が保有できない層が相当規模で存在すること）に対しては、公的な金融機関や非営利の金融機関がそれらの層に対して預金口座を開設可能にすることなどで対応したことなどがある。

国内では「派遣切り」が大きく報道された2008年以降、漸く「社会的排除」に対応した取組が本格化し、2011年1月「社会的包摂戦略」策定に向けて『「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム』が政府内に設置された。その後東日本大震災が発生。被災地をはじめ全国的に困難に陥るリスクが高まることを考慮して、今後の方針や提言がまとめられた。

その中で注目されたのは、失業、住居喪失、健康不安、生活苦等の困難が、個人に連鎖的に起こり、累積していく点である。被災地ではこれらの問題が一時に凝縮して現れ、復興住宅入居後の孤立も懸念される。そのため、子ども・高齢者等の対象別、制度別といった縦割りを克服し、領域を横断した包括的・予防的支援が必要となる。また当事者が自ら声をあげることができないケースでは、支援側から働きかけるアウトリーチの手法が重要となる。問題解決を迅速化するため窓口を集約したワンストップ型の体制整備も求められる。「社会的包摂」の推進は、誰もが潜在能力を発揮でき、出番をもって繋がり合う社会を目指すもので、社会構造の変化や災害にも耐える社会の構築に繋がる。

2013年勧告は、貧困層に対する援助が必要で、連帯による解決の必要性を説いている。連帯は、所有権の社会的機能を理解し、財は万人のためであるという原理が私有よりも優先される、というものである。あるいは、一部の層による財の独占よりも全ての人の生活を優先するというマインドセットである。連帯とは、貧困層に支払われるべきものを、貧困層に返還することであり、この考え方が構造改革などによる解決に繋がる。この考え方がなければ、構造改革は、結局、腐敗・過酷・無効果という失敗に陥ってしまう、という精神論ないし信仰の教義を提起している。尊厳ある暮らしの保障とあらゆる面での繁栄が必要で、これは

図表 3



教育・医療・雇用によって実現される (188, 189, 192)<sup>18)</sup>。

社会的包摂を経済学的に捉えると、分配の問題になる。2013年勧告は、市場における見えざる諸力と見えざる手を、最早、信頼できないことを指摘する。公正を実現するには経済成長以上に、所得分配の公平性・雇用創出・貧困層の抜本的向上を実現する意思決定・プログラム・仕組み・プロセスが必要となる。利益向上のための労働機会の縮小は新たな排除を産み、新たな毒を産み出すに過ぎない (204)。

経済は、世界全体という、我々のそもそもの共通の家とでも言うべきものを、適切に管理するものである。世界のある地域で起こる経済事象は、他の地域に波及するので、共通の責任 (共同責任) なしに行動することはできない (206)。

すなわち、所得分配の公平性の実現・雇用創出の拡大・貧困層への抜本的解決を目指すには、1国経済だけでの対応は困難で、各国の主権を保持したまま、全ての国に経済的福利を保障することが重要とする (206)。

### [3.4] 小括

2013年使徒的勧告は、弱者に対する問題を提起している。第2章「危機の直面する共同体」の「I 現代世界における幾つかの挑戦」では、現在の経済システムが、その根本において、不正なものであると弾劾された。排除されるのは、搾取される人々ではなく、社会から見捨てられた人々、残りものとなった人々とし、「どうして年老いた路上生活者が野ざらしで死ぬとき、それが新聞の記事にならず、株式市場が2ポイント損失するときは記事になるのか？ 私たちは人々が餓死していく一方で、食物が捨てられていくとき、傍観し続けることができるだろうか？」(53)と指摘している。市場の自律性は、広くはびこる汚職を伴いながら暴力的な支配体制となり (56)、奉仕するのではなく、むしろ支配する金融システムにはノーである (57-58)。現在の金融危機は、人間的な卓越性の否定にその根をもっている。新しい偶像、すなわち、お金に対する偶像崇拜を作ってしまった (55)。「暴力を生み出す格差・不平等にはノーである。社会と人々の間における排除と不平等が逆転しない限り、暴力を除去することは不可能である (59)。

勸告は、もし本当に「社会と国家の公正が政治の中心的な責務」であるならば、教会は「正義の闘いにおいて傍観者になってはいけない」(183)。今日の問題は、貧困層の社会的包摂と、平和と社会的な対話の促進とした(185)。

このように、貧しい人々への関心と配慮は、教皇フランシスコ在位における重要な関心事であり、2013年勸告はその解決への提言であった。

### [3.5] 教皇フランシスコによる回勅「ラウダート・シ」Laudato Si' (24 May 2015)

2015年回勅Laudato Si'は、2013年6月29日に発表された「信仰の光Lumen-fidei」に次いで、教皇フランシスコの第2番目の回勅となる。2015年回勅は、環境問題に対するもので、教皇はこの回勅を通して、人類の家である地球が上げている叫びに耳を傾け、皆の共通の家を保全し、責任をもってその美しさを守るために「方向性を変えていく」よう、「環境的回心」を呼びかけている。

内容は、

序章「私の主よ、あなたはたたえられますように」

1章「私たちの家で起こっていること」

2章「創造の福音」

3章「環境危機の人間的原因」

4章「統合的エコロジー」

5章「いくつかの方向性と行動」

6章「環境的教育と霊性」

である。

教皇は同回勅で、環境問題に関する最新の科学的研究を踏まえ、気候変動・水問題・生物学的多様性の保護・環境的負債など、現在の環境危機のいろいろな様相を見つめている(1章)。そして、聖書を通して、ユダヤ教およびキリスト教的伝統の視点から、自然に対する人類の責任、すべての創造物の間にある親密な関わり、皆の共通の財産としての環境について考えている(2章)。

教皇は現在の環境危機の原因を、哲学や人間科学との対話のうちに分析。テクノロジーや、人間中心主義の弊害、また人間の労働や遺伝子組み換

えの問題にも言及している(3章)。

回勅は、人類がこの世界で置かれた位置と、それを取り巻く現実を包括した「統合的なエコロジー」を提案する。教皇は環境・自然をわたしたちが生きる様々な分野、経済・政治・文化・日常生活に密接に関わるものと認識し、環境問題と社会・人間問題を切り離すことのできないものとして提示している(4章)。

環境問題への対応策として、社会・経済・政治のあらゆるレベルにおける誠実で透明性のある対話を提案した。いかなるプロジェクトも、それが責任ある良心によって生かされていないならば、決して効果的ではあり得ないと指摘する(5章)。環境的回心のために、教育と育成の重要性を強調し、文化的危機の根源は深く、習慣を改めることは容易ではないが、そのためにすべての教育環境を巻き込んだ歩みが重要になるとしている。違う生活スタイルの選択によって、政治・経済・社会に健全な影響を与えると共に、小さな日常の態度、簡素な生活から、世界に対する責任と、弱い人々への配慮を持った、統合的エコロジーを目指すよう招いている(6章)。

## 4. 終わりに

最近のカトリック教会の社会回勅は、現代の経済問題に切り込む視点のものが多く、基本的には、貧困問題、労働条件の悪化問題、グローバリゼーションの弊害、社会的排除の問題などである。

標準的な経済学とくにミクロ経済学は、経済主体の最小単位と定義する家計(消費者)、企業(生産者)、それらが経済的な取引を行なう市場をその分析対象とし、世の中に存在する希少な資源の配分について研究対象とする。その際の分析テーマは、資源の適正な配分という配分の問題である。

経済問題には、資源配分 allocation と所得分配 distribution という2大課題がある。ミクロ経済学は基本的には資源配分を対象にするが、所得分配には最適解を示してはいない。資源配分の基準は効率性 efficiency であり、市場はその機能を果たす一方、所得分配の基準は公平性・公正

justice・equalityであるが、それは一定の価値観を要求する。市場によって解決できる分配は、優勝劣敗であり、強者優先である。経済的能力に恵まれた者はより多くの所得を得る一方、恵まれない者に対する所得は小さい。逆に言えば、弱者を救済する論理はない。アダム・スミス流の自由放任主義は、市場による「見えざる手」に期待するが、その結果は公平・公正を保障するものではない。そこで、分配の基準は社会全体の選択ないし社会の構成員の意思が反映される必要がある。この意思の反映が重要で、通常は国民の投票によって決定される。選挙制度がそれを規定する。

いかなる公平性・公正 justice・equality ないし正義が実現するかは、選挙で選ばれた政府が実現するが、選挙民の意思が必ずしも反映されるとは限らない。選挙での公約通りに政治が行なわれるとは限らないからである。カトリック教会の回勅は、聖職者・信者に宛てたもので、全世界の人口からすれば、少数に対するものではあるが、テーマ自体は普遍的なもので、十分尊重されるべきである。

#### 注釈

1) 18世紀後半から、「初期社会主義」（マルクス主義の立場からは空想的社会主義）と呼ばれる社会主義者が登場した。ロバート・オーウェン（Robert Owen）は、経営者の立場から労働者の幼児教育や協同組合を実践し、更に共産主義的な共同体を目指した。サン＝シモン（Saint-Simon）は、産業階級（経営者および労働者）による富の生産を重視し、キリスト教の人道主義による貧者の救済を説いた。シャルル・フーリエ（Fourier,C.）は国家の暴力と革命の暴力の双方を疑問視し、国家の支配を受けない自給自足で効率的な協同社会を提唱した。イギリスのフェビアン協会は、後の社会民主主義や労働党の源流ともなった。これらは社会改良主義とも呼ばれる。

1789年にフランス革命が勃発すると、多くの革命思想が登場した。バブーフ（Babeuf,F.B.）は「土地は万人のもの」として、国家による物品の共同管理と平等な配給や、前衛分子による武装決起と階級独裁を主張し、後に「共産主義の先駆」とも呼ばれ、その思想はブランキ（Blanqui,L.A.）や後のレーニン（Lenin,U.）にも受け継がれた。ヴァイトリング（Weitling,W.）は欧米の諸都市で労働者結社を実践し、いわゆるメシア共産主義を説いた。モーゼス・ヘス（Moses Hess）は、ヘーゲル左派の出身で貨幣廃止論などを唱えた。一方、社会主義者のうち、全ての権威を否定する立場は無政府主義（ア

ナキズム）とも呼ばれる。フランスのブルードン（Proudhon,P.J.）は「財産とは盗奪である」として、あらゆる中央集権の組織に反対して「連合主義」を唱え、更にロシアのバクーニン（Bakunin,M.）やクロポトキン（Kropotkin,P.）に受け継がれた。1848年にヨーロッパ各地で起こった革命（1848年革命）では、当初から労働者や社会主義者が参加した。社会主義思想とは別に協同の思想も発展した。たとえば、ロッチデール公正先駆者組合（The Rochdale Society of Equitable Pioneers）は協同組合運動の先駆的存在となった生活協同組合で、1844年12月21日にイギリスはランカシャーのロッチデール（マンチェスターの近郊）で設立された（現在の生協Co-op）。また、フランスのカベール（Cabet,E.）のイカリア運動、ドイツのシュルツ（Schultz,Delitzch）やライファイゼン（Raiffaisen,F.W.）の信用組合・農業協同組合、イタリアのルザッチ（Luzzatti）、カナダのデジャルダン（Desjardins,A.）などの信用組合も知られている。ケンブリッジ学派の祖・アルフレッド・マーシャル（Alfred Marshall）も協同 cooperation あるいは協同組合にシンパシーを持っていた。

- 2) ポイントは、利潤追求を最上のものとし、倫理的退廃をもたらしている悪と、それを正すために登場した社会主義は、労働者に不幸をもたらす、さらなる悪である。社会主義の最大の悪は、私有財産を認めないことである。私有財産を集団の財産に切り替えることによって、労働者にさらなる不幸をもたらす。それを踏まえ、教会の教えとして、人間には能力の差があって、不平等は自然の結果である。その不平等をなくそうとするのは、無駄な努力である。労働の苦しみは、原罪の結果であり、完全に逃れることはできない。その解決のための原理は、正義の確立と愛の実践である。現在の国家でも、労働者の利益を守る役割を果たすことができる。二つの階級の融和をもたらすには、労働組合（理想的には、職業組合）の果たす役割がある。（峰尾 [2013] pp.1～2）
- 3) 労働問題に正面から取り組んだ、カトリックの公式文書であり、いわば労働問題に関する教典とも位置づけられるものである。利潤追求を最上のものとし、倫理的退廃をもたらしている悪と、それをただすために登場した社会主義は、労働者に不幸をもたらす、さらなる悪である。社会主義の最大の悪は、私有財産を認めないことである。私有財産を集団の財産に切り替えることによって、労働者にさらなる不幸をもたらす。レオ13世は、社会主義の本質的誤りを、私有制の廃止に求めた。さらに、「人間学的誤り」があるとする。個人を社会という有機体の一分子としか考えず、すなわち、個人の善を社会・経済機構に全面的に従属させる。この誤った考えの源は、無神論にある。（フランス革命から始まる）啓蒙思想に起源を求めることができる。無神論に基づいて、社会主義は階級闘争を進め、究極的に相手を滅ぼそうとする。『レーラム・ノヴァラム』は、生産手段の国家管理に反対している。国家は、労働者の生活向上をめざす政策を推し進めなければならない。労働文化の発展に労働組合の果たす役割は決定的に重要である。国家は、これを支援しなければならない。さらなる誤りは、神と隣人を無

視し、限りなく自己愛と自己の利益を肯定することであり、そのことによって、階級闘争、軍国主義、悲劇的戦争へと突き進んだ。

人間には能力の差があって、不平等は自然の結果である。その不平等をなくそうとするのは、無駄な努力である。労働の苦しみは、原罪の結果であり、完全に逃れることはできない。その解決のための原理は、正義の確立と愛の実践である。現在の国家でも、労働者の利益を守る役割を果たすことができる。二つの階級の融和をもたらすには、労働組合（理想的には、職業組合）の果たす役割がある（峰尾 [2013]）。

- 4) ① ピオ 11 世回勅『クアドラジェジモ・アンノ』  
Quadragesimo Anno (May 15, 1931)
  - ② ヨハネ 23 世回勅『マーテル・エト・マジストラ  
ーキリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近  
の発展について一』Mater et Magistra (May 15,  
1961)
  - ③ ヨハネ 23 世回勅『パーチェム・イン・テリス  
ー地上の平和一』Pacem in Terris (April 11, 1963)
  - ④ 第二バチカン公会議『現代世界憲章』GAUDIUM  
ET SPES (December 7, 1965)
  - ⑤ パウロ 6 世回勅『ポプロールム・プログレシオ  
ー諸民族の進歩推進について一』Populorum Pro-  
gressio (March 26, 1967)
  - ⑥ パウロ 6 世教皇書簡『オクトジェジマ・アドヴェ  
ニエンス』Octogesima Adveniens (May 14, 1971)
  - ⑦ ヨハネ・パウロ 2 世回勅『働くことについて』  
Laborem Exercens (September 1, 1981)
  - ⑧ ヨハネ・パウロ 2 世回勅『真の開発とは一人間不  
在の開発から人間尊重の発展へ一』Sollicitudo Rei  
Socialis (December 30, 1987)
  - ⑨ ヨハネ・パウロ 2 世回勅『新しい課題一教会と社  
会の百年をふりかえって一』Centesimus Annus  
(May 1, 1991)
- ⑨の回勅に関し、宇沢弘文博士は、1991年にローマ法王ヨハネ・パウロ2世の要請に応じて、新しい回勅のアドバイザーとしてバチカンに招かれた。宇沢の進言を受けて1991年5月1日にローマ法王ヨハネ・パウロ2世が出した回勅は、「新しい課題一ルールム・ノヴァールの100年記念一」というもので、共産主義の弊害が明らかになった冷戦末期において、行き過ぎた資本主義の幻想に対して警告を発したものであり、社会主義と資本主義の二つの経済体制の枠組みを超えて、新しい世紀への展望を開こうというものである。そして、この直後の1991年8月にソヴィエト連邦で8月革命が起こり、共産党は崩壊することになるのである。
- 5) この回勅で、ヨハネ・パウロ2世は、マルクス主義に反対する勢力が、精神的価値を排除することによって、人間を経済の領域、物質的必要の充足へと還元してしまっ、マルクス主義と同じ過ちを犯している（市場経済万能主義）、とする。第三世界では新しい状況が生まれ、固有の民族的特徴を備えた社会主義の変種が生まれている。1989年は、決定的転機であった。労働者自身が、社会主義のイデオロギーを拒否して、教会の社会教説の

内容とその諸原理をよみがえらせたものである。1989年の一連の出来事は、中央や東欧にとって重要であったが、第三世界にとっても重要な意味を持っている。さらに、ヨーロッパ諸国民にとっても重要である。その理由は、功利主義的価値観が広がりすぎて、人間存在の価値を無視する傾向が強くなっているからである。

- 6) トリクルダウンへの疑問もある（後述）。“Occupy Wall Street”で示されたように、アメリカでは最も裕福な1パーセントが国の全資産の34.6%を所有しており、次の19%の人口が50.5%を所有するという格差があることが問題になっている。あるいは、世界規模でも10%の富裕層が90%の富を有するといった指摘なども、この文脈で議論される。
- 7) アルベールは「金融のグローバリゼーションは、超自由主義の資本主義を普及させる、重要で強力な要因となる。それが、構造のしっかりとした例えばライン諸国のような国々の経済文化にまで打撃を与える」と指摘した（Albert [1991], 邦訳 p.235）。
- 8) Strange [1986] は、「西側世界の金融システムは急速に巨大なカジノ以外の何物でもなくなりつつある」（邦訳 [2007] p.2）という書き出しで始まるこの書物において、1973年の変動相場移行後、為替レート、金利、インフレ率等の変動が大きくなり、貨幣・金融の世界が次第にカジノに類似し、偶然に左右される要素が大きくなり、このことが実物経済の不安定性を拡大するようになったことを指摘し、貨幣・金融の世界に対するコントロールを取り戻し、安定させる必要性を論じた（邦訳 [2007] p.324）。
- 9) Giddens [1999], 邦訳 [2001] p.22.
- 10) 前掲書 p.25.
- 11) 前掲書 pp.24～25.
- 12) Albert [1991], 邦訳 p.235.
- 13) 金融排除問題については、東京郵政局貯金部 [2002] 参照。
- 14) 回勅については、「カトリック教会の社会教説」（戸口民也 HP）<http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/toguchi/vatican/social-doctrine.htm>  
カトリック中央協議会「回勅・使徒的勧告など」による。  
<https://www.cbcj.catholic.jp/category/document/docpope/bull/>
- 15) 教皇フランシスコは、2013年3月に就任し、同年6月に回勅「信仰の光 Lumen-fidei」を発出しているが、社会教説として経済問題には殆んど触れていない。
- 16) OECD は、*The Battle against Exclusion*, Vol.1~3. を1998～1999年に発表し、加盟各国の状況を分析している。
- 17) トリクルダウン理論とは、「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が滴り落ちる（トリクルダウンする）」とする経済理論または経済思想である。均霈理論ともいう。実証性の観点からは、富裕層をさらに富ませれば貧困層の経済状況が改善することを裏付ける有力な研究は存在しないとされる。OECDによる実証研究では貧富の格差の拡大が経済成長を大幅に抑制することが結論づけられている（*Focus on Inequality and Growth*, 2014,



p. 4). 富裕層と貧困層の格差は今や大半の OECD 諸国において過去 30 年間で最も大きくなっている。このような所得格差の趨勢的な拡大は、経済成長を大幅に抑制している。所得格差の全般的な拡大は、他の所得層を大きく引き離している 1% の超富裕層によって牽引されているが、成長にとって最も重要なのは、置き去りにされている低所得の世帯である。上位 10% の富裕層の所得が下位 10% の貧困層の 9.5 倍に達している。「所得格差は経済成長を損ない、所得格差を是正すれば経済成長は活性化される」とし、トリクルダウン効果を否定。また、経済成長に対するマイナスの影響は下位 40% の所得層においても見られ、教育や医療などの公共サービスを充実させるよう提言している格差の成長に対するマイナス影響は、貧困層ばかりでなく、実際には下位 40% の所得層においても見られる。これは、とりわけ社会的背景の貧しい人々は教育に十分な投資をしないためである。租税政策や移転政策による格差への取り組みは、適切な政策設計の下で実施される限り、成長を阻害しない特に、再分配の取り組みは、人的資本投資に関する主要な決定がなされる対象である子供のいる世帯や若年層を重視するとともに、生涯にわたる技能開発や学習を促進すべきである。

18) 括弧の番号は、回勅等の条項番号である。以下、同じ。

〔参考文献〕

Albert, M., *Capitalisme Contre Capitalisme*, Editions du Seuil, 1991. 小池はるひ訳『資本主義対資本主義（新装版）』竹内書店新社, 2002年5月（初版）, 2008年5月（新装版）。

Boulding, K., *Beyond Economics: Essays on Society, Religion, and Ethics*, University of Michigan Press, 1968. 公文俊平訳『経済学を超えて——社会システム的一般理論』竹内書店, 1970年（改訂版, 学習研究社, 1975年）。

——, *The Economy of Love and Fear: A Preface to Grants Economics*, Wadsworth, 1973. 公文俊平訳『愛と恐怖の経済——贈与の経済学序説』佑学社, 1974年。

Dore, R., *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism – Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*, Oxford Univ. Press, 2000. 藤井真人訳『日本型資本主義と市場主義の衝突』東洋経済新報社, 2001年12月。

Eatwell, J. and Taylor, L., *Global Finance at Risk*, 2000. 岩本武和・伊豆久訳『金融グローバル化の危機—国際金融規制の経済学』岩波書店, 2001年12月。

Eichengreen, B., *Globalizing Capital*, Princeton Univ. Press, 1996.

Giddens, A., *Runaway World: How Globalisation is Reshaping Our Lives*, 1999. 佐和隆光訳『暴走する世界』ダイヤモンド社, 2001年10月。

Gilpin, R., *The Challenge of Global Capitalism: The World Economy in the 21st Century*, 2000. 古城佳子訳『グローバル資本主義—危機か繁栄か』東洋経済新報社, 2001年11月。

Huntinton, S., *The Crash of Civilizations and the Remarking of World Order*, 1996. 鈴木主税訳『文明の衝

突』集英社, 1998年6月。

——, *Japan's Choice in the 21st Century*, 1998. 鈴木主税訳『文明の衝突と21世紀の日本』集英社新書, 2000年1月。

OECD, *Banks under Stress*, 1992.

——, *National Systems for Financial Innovation*, 1995.

——, *The Battle against Exclusion*, Vol. I ~ III, 1998~1999.

——, *Focus on Inequality and Growth*, 2014.

Pearce, J., *Small is still beautiful*, Harper Collins UK, 2000. (Paperback ed., Intercollegiate Studies Institute, 2006.)

Polanyi, K., *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Farra & Rinehart, 1944. (Foreword by Joseph Stiglitz and Introduction by Fred Block, Boston, Beacon Press, 2001.) 野口建彦・栖原学訳『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社, 2009年7月。

Putnam, R., *Bowling Alone, The Collapse and revival of American Community*, Simon & Schuster, 2000. 柴内康文訳『孤独なボウリング』柏書房, 2006年4月。

——, Leonardi, R. and Naneteci, R., *Making Democracy Work, Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton Univ. Press, 1993.

Rawls, J., *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971. 矢島鈞次訳『正義論』紀伊國屋書店, 1979年8月。

Reich, R., *Supercapitalism: The Transformation of Business, Democracy and Everyday Life*, 2007. 雨宮寛・今井章子訳『暴走する資本主義』東洋経済新報社, 2008年6月。

Schumacher, E.F., *Small Is Beautiful: Economics As If People Mattered*, Blond & Briggs, 1973. (Reissued 1989, Haper&Row. 本文中の引用ページは1989ed. による) 斎藤志郎訳『人間復興の経済』佑学社, 1976年。小島慶三・酒井懋共訳『スモール イズ ビューティフル』講談社学術文庫, 1986年4月。

——, *A Guide For The Perplexed*, Harper Perennial, 1977. 小島慶三・斎藤志郎訳『混迷の時代を超えて—人間復興の哲学』佑学社, 1980年。

——, *Good Work*, Harpercollins, 1979. 長洲一二監訳, 伊藤拓一訳『宴のあとの経済学—スモール・イズ・ビューティフル主義者の提言』ダイヤモンド社, 1980年8月(→ちくま学芸文庫, 2011年9月)。

——, *This I Believe and Other Essays*, Resurgence Books, 1998. 酒井懋訳『スモール イズ ビューティフル再論』講談社学術文庫, 2000年4月。

Sen, A., *On Economic Inequality*, Clarendon Press, 1973. 杉山武彦訳『不平等の経済理論』日本経済新聞社, 1977年。鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社, 2000年。

Soros, G., *The Crisis of Global Capitalism*, 1998. 大原進訳『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社, 1999年1月。

Stiglitz, J., *Globalization and its Discontents*, 2002. 鈴木主税訳『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間

- 書店, 2002年5月。
- Strange, S., *Casino Capitalism*, Blackwell, 1986. 小林襄治訳『カジノ資本主義』岩波現代文庫, 2007年3月。
- Thurow, L., *Generating Inequality: Mechanism of Distribution in the U.S. Economy*, Macmillan, 1975. 小池和男・脇坂明訳「不平等を生み出すもの」同文館, 1984年。
- Zugehör, R., *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus*, 2003. 風間信隆監訳, 風間信隆・松田健・清水一之訳『ライン型資本主義の将来 - 資本市場・共同決定・企業統治-』文眞堂, 2008年9月。
- 青木昌彦・奥野正寛編『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会, 1996年4月。
- 馬場直彦・久田高正「わが国金融システムの将来像——変革の圧力と金融当局の役割」日本銀行金融研究所, Discussion Paper No. 2001-J-22, 2001年7月。
- ドーア, R. 『誰のための会社にするか』岩波新書, 2006年7月。
- 後藤玲子『正義の経済学』東洋経済新報社, 2002年6月。
- 平井俊顕「グローバリゼーションをどうとらえればいいのか?」『成城大学経済研究所年報』第28号, 2015年4月, pp.107~131。
- 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義—アメリカ市場原理主義との決別—』講談社新書, 2002年, 10月。
- 『アメリカ型資本主義を嫌悪するヨーロッパ』亜紀書房, 2006年3月。
- 稲葉陽二・松山健士編『日本経済と信頼の経済学』東洋経済新報社, 2002年6月。
- 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社, 2003年2月。
- 『会社はだれのものか』平凡社, 2005年6月。
- 小林伸「地域の活力を発掘・育成する試み — 英国の「金融サービスからの疎外」(Financial Exclusion) 対策を題材に—」日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ 2002-3, 2002年12月。
- 峰尾欽二「回勅から辿るカトリック神学の変遷」わかみず会, 2013年6月19日。
- 三浦永光「E.F. シューマッハーの現代経済学批判と「超経済学」の構想」『総合人間学』(総合人間学会) 第9号, 2015年10月, pp.117~127。
- 村本孜『制度改革とリテール金融』有斐閣, 1994年6月。
- 「金融システムの国際比較分析 — 市場統合・通貨統合のもたらすもの—」『成城大学経済研究所研究報告』No. 24, 2000年3月。
- 編『金融排除問題の研究』東京郵政局貯金部委託研究報告書, 2002年4月。
- 編『グローバリゼーションと地域経済統合』蒼天社出版, 2004年3月。
- 『リレーションシップ・バンキングと金融システム』東洋経済新報社, 2005年2月(a)。
- 『リレーションシップ・バンキングと知的資産経営』金融財政事情研究会, 2010年12月。
- 行木慎一「分配の正義の実現と日本経済 ~新しい分配システムの構築を目指して~」IIPS Policy Paper 315J, Feb. 2006。
- 佐和隆光『資本主義はどこへ行く』NTT出版, 2002年11月。
- 澤田昭夫「補完性原理 The Principle of Subsidiarity: 分権一主義的原理か集権主義的原理か?」『日本 EC 学会年報』Vol.1992 No.12, 1992年, pp.31~61。
- 柴田謙治「アマルティア・センの正義論 — 潜在能力の平等と共感, 公共的推論」『金城学院大学論集社会科学編』第12巻第1号, 2015年9月, pp.1~21。
- 島野卓爾『欧州通貨統合の経済分析』有斐閣, 1996年12月。
- 『ドイツ経済を支えてきたもの—社会的市場経済の原理』(21世紀叢書), 知泉書館, 2003年7月。
- 戸口民也「カトリック教会の社会教説」(<http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/toguchi/vatican/social-doctrine.htm>)
- 矢部明宏「地方分権の指導理念としての「補完性の原理」」国会図書館『リファレンス』2012年9月, pp.1~14。
- 山本哲三「経済的公平についての試論 — ロールズの分配的正義を中心に—」『早稲田商学』第438号, 2013年12月, pp.301~333 (515~547)。
- 吉原直毅「分配的正義の経済哲学: 厚生主義から非厚生主義へ」一橋大学経済研究所 Discussion Paper Series A, No.472, 2006年1月。

\*) 山田先生には学部創設前から種々ご尽力頂き, 創設後は入試関連でお世話を頂いたことを記して, 謝意を申し上げる。